

世界好配当インフラ株ファンド (毎月分配型)

追加型投信／内外／株式



世界のインフラ資産に注目

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「世界好配当インフラ株ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年3月12日に関東財務局長に提出しており、2012年3月13日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6兆7,032億円 (2011年12月末現在)

ファンドの目的

主に、世界のインフラ関連企業の株式等に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

特色

1

相対的に配当利回りの高い

世界のインフラ関連企業の株式等※に投資します。

- 相対的に配当利回りの高い世界のインフラ関連企業の株式等に分散投資を行なうことにより、安定的な配当収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 先進国企業の株式等だけでなく、新興国企業の株式等に投資することもあります。
- 原則として為替ヘッジは行ないません。

※インフラ資産を投資対象とする有価証券を含みます。

特色

2

組入銘柄の配当収益などを原資として、毎月分配を行なうことをめざします。

- 組入銘柄の配当収益などを原資として、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に安定した分配を行なうことをめざします。
- 3月、6月、9月、12月の決算時には、基準価額水準などを勘案し、通常安定分配相当額に加えて、値上がり益などを積極的に分配する場合があります。

特色

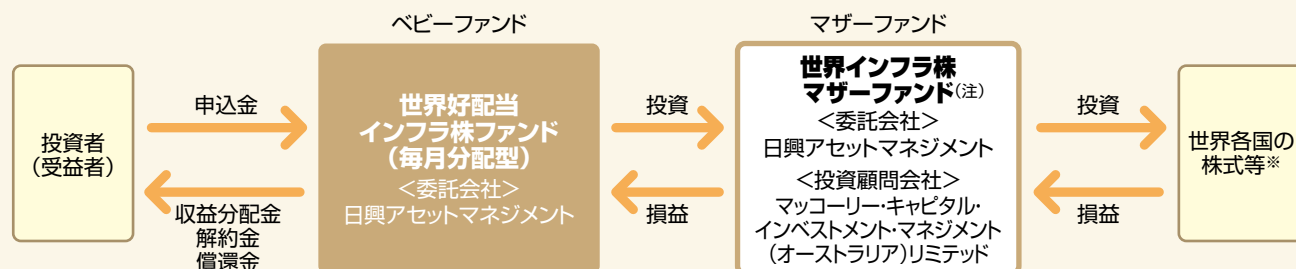
3

マッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント
(オーストラリア)リミテッドが運用を担当します。

- オーストラリアの法人であるマッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドが運用を担当します。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(注)日興アセットマネジメントから、運用の指図に関する権限の委託を受け、マッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドが同マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。

※インフラ資産を投資対象とする有価証券を含みます。

■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

インフラ株投資について

インフラとは？

インフラ(インフラストラクチャーの略)とは、社会基盤という意味で、人々の生活や経済活動にとって必要不可欠な設備・サービスのことを指します。具体的には、電力・水道・ガス、道路、空港、通信設備などのことです。

<インフラ株投資の魅力>

① 比較的安定した配当収益と株価の値動き

【収益構造とインフラ株投資の魅力】

<インフラ関連企業の特徴>

価格決定力が高い

需要が安定している

安定した収益構造

<インフラ株投資の魅力>

安定した
配当収益への期待

比較的安定した
株価の値動きへの期待

※上図は一般論であり、実際と異なる場合があります。

② 長期的な株価上昇への期待

【世界経済の拡大とインフラ株投資の魅力】

<世界経済の拡大>

新興国における
新規インフラの需要増

先進国における
既存インフラの利用増

インフラ関連企業の収益機会の拡大

長期的な株価上昇への期待

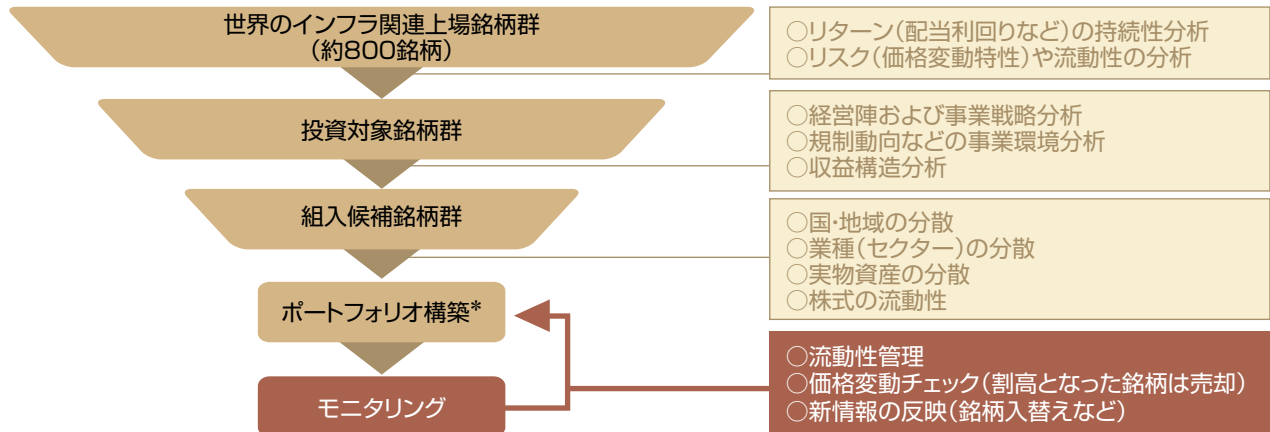
※上図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

<民営化等を背景に拡大する投資機会>



※上図はイメージです。

運用プロセスについて



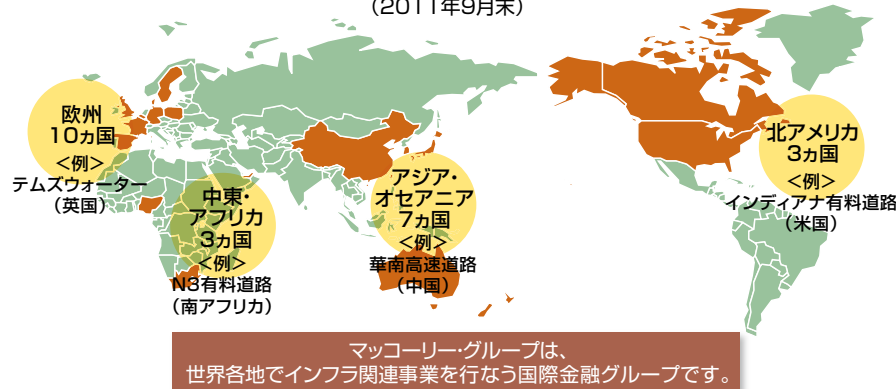
*ファンドの純資産総額に応じて、組入銘柄数は増減します。

※上記は2011年12月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

マッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドについて

- インフラ株への投資にあたっては、上場インフラ関連株式の運用経験が豊富なマッコーリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(以下、MCIMAL)が実質的な運用を行います。
- MCIMALは、インフラ関連事業に重点を置くマッコーリー・グループに属しており、世界各地でのインフラ資産の運用を通じて、世界各国の規制環境や関連業界の動向など、グループで培われたノウハウを運用に活用しています。

<マッコーリー・グループがインフラ資産を運営する国・地域>
(2011年9月末)



<マッコーリー・グループについて>

- ◆ マッコーリー・グループは、英国の商業銀行であるヒル・サミュエルが1969年に設立したオーストラリア法人を起源としています。
- ◆ マッコーリー・グループは、現在15,000名以上の従業員を有し、世界28ヵ国(地域)で事業を展開する国際金融グループに成長しています。マッコーリー・グループの親会社は、現在オーストラリア証券取引所に上場されているマッコーリー・グループ・リミテッドです。

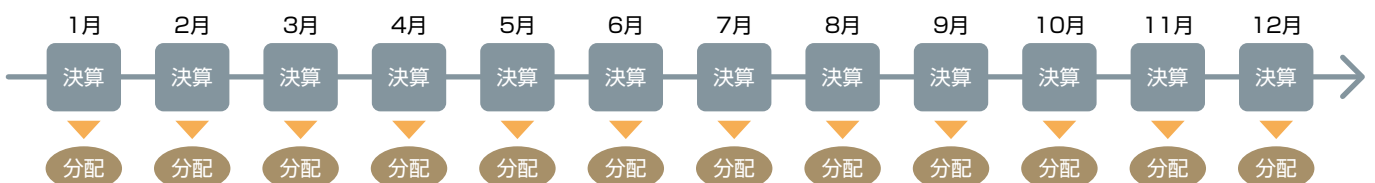
(2011年9月末現在)

※上記資産名称は、MCIMALからの情報に基づき日本語の表記に変更していますが、正確性・完全性・妥当性について日興アセットマネジメントが保証するものではありません。

(出所：MCIMAL)

収益分配について

- 組入銘柄の配当収益などを原資として、毎月12日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に安定した分配を行なうことをめざします。
- 3月、6月、9月、12月の決算時には、基準価額水準などを勘案し、通常安定分配相当額に加えて、値上がり益などを積極的に分配する場合があります。



※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

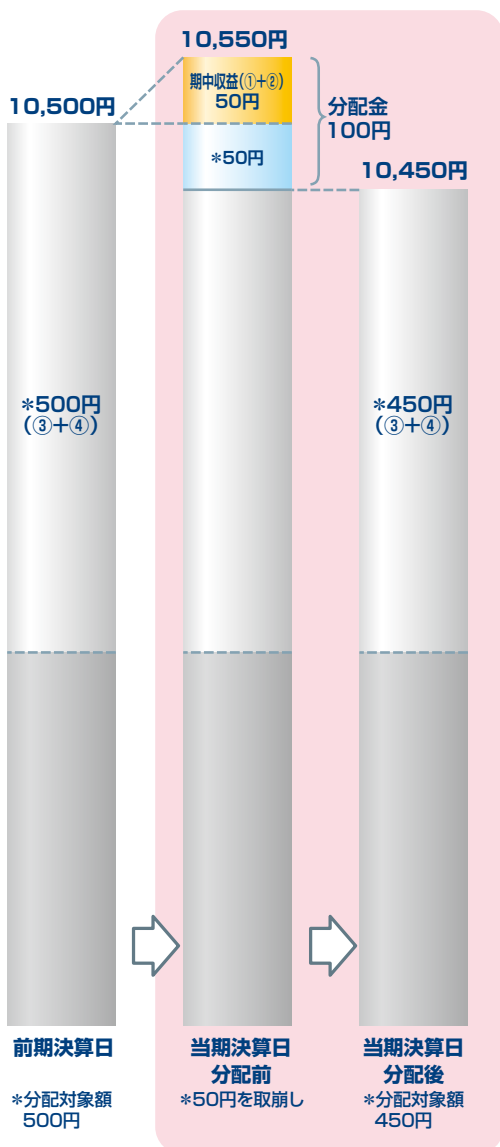
投資信託で分配金が支払われるイメージ



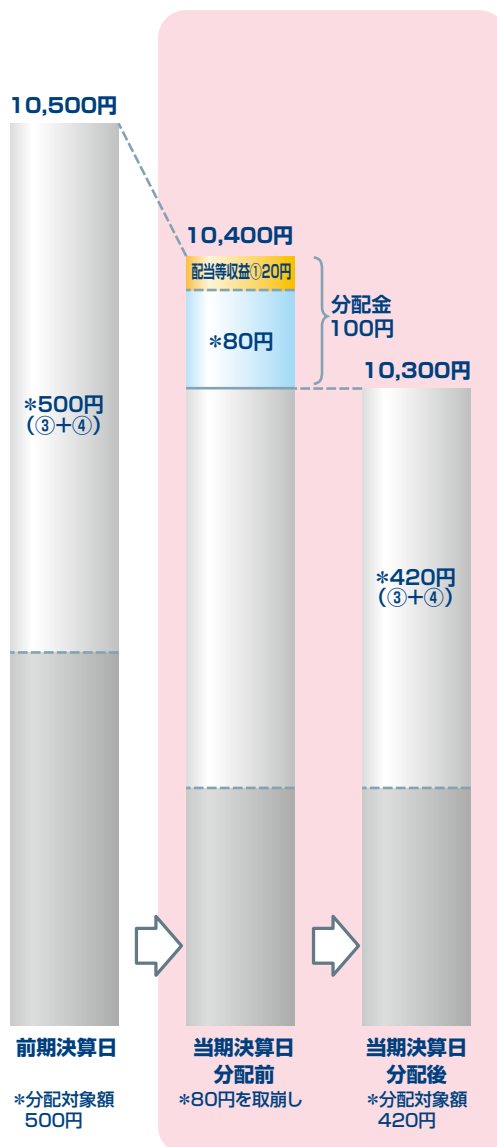
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



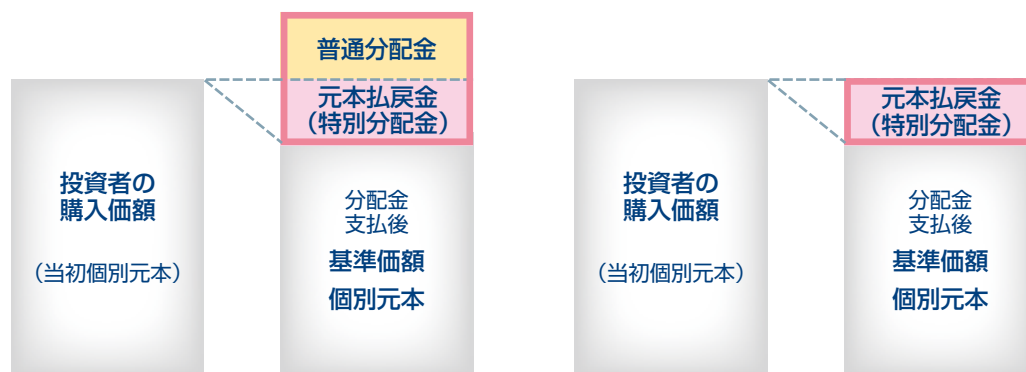
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式および株式に類似する権利(以下「株式等」といいます。)を実質的な投資対象としますので、株式等の価格の下落や、株式等の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式等の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式等は、先進国の株式等に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式等は、先進国の株式等に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

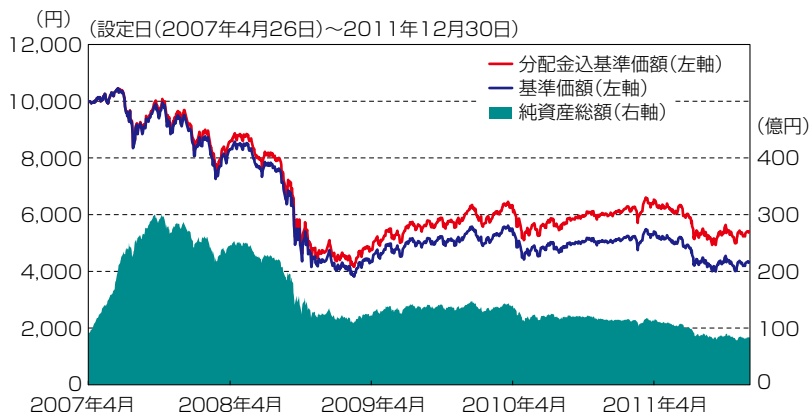
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………4,339円
 純資産総額……………83.50億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2011年8月	2011年9月	2011年10月	2011年11月	2011年12月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	15円	15円	230円	1,260円

主要な資産の状況

<資産構成比>

組入資産	比率
国内株式	3.6%
うち先物	0.0%
外国株式等	93.1%
うち先物	0.0%
現金その他	3.3%

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:48銘柄)

	銘柄	通貨	業種	比率
1	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	オーストラリアドル	電力・ガス供給	4.35%
2	VINCI SA	ユーロ	有料道路	4.23%
3	ATLANTIA SPA	ユーロ	有料道路	3.82%
4	ASCIANO LTD	オーストラリアドル	港湾	3.39%
5	P G & E CORP	アメリカドル	電力(総合)	3.29%
6	GDF SUEZ	ユーロ	電力(総合)	3.29%
7	HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK	ユーロ	港湾	3.22%
8	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	香港ドル	インフラ複合	2.92%
9	NEXTERA ENERGY INC	アメリカドル	電力(総合)	2.78%
10	E.ON AG	ユーロ	電力(総合)	2.62%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位10業種>

	業種	比率
1	電力(総合)	18.5%
2	パイプライン	17.0%
3	有料道路	15.3%
4	港湾	10.5%
5	空港	10.1%
6	電力・ガス供給	9.1%
7	水道	5.1%
8	通信	3.5%
9	インフラ複合	3.0%
10	送電	2.2%

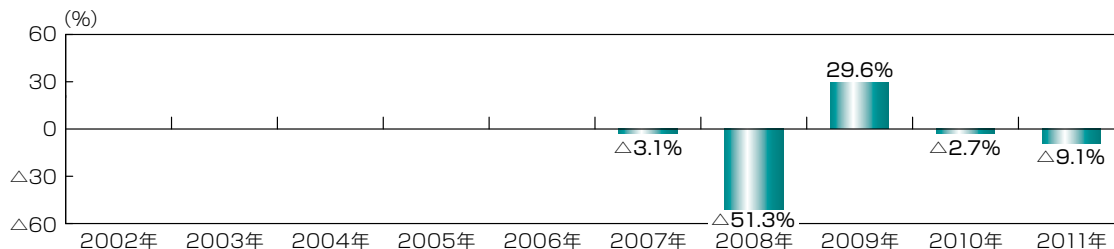
※マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

<株式組入上位10カ国>

	国名	比率
1	アメリカ	23.1%
2	オーストラリア	13.5%
3	フランス	10.1%
4	ドイツ	8.4%
5	イギリス	6.7%
6	イタリア	5.5%
7	ブラジル	5.4%
8	香港	5.0%
9	カナダ	4.7%
10	スペイン	3.7%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。
 ※2007年は、設定時から2007年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2012年3月13日から2013年3月12日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・シドニーの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2007年4月26日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(6月、12月)および償還後に運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.6275%(税抜1.55%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6275% (1.55%)</td> <td>0.8400% (0.80%)</td> <td>0.7350% (0.70%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.6275% (1.55%)	0.8400% (0.80%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)
運用管理費用(年率)													
合計	委託会社	販売会社	受託会社										
1.6275% (1.55%)	0.8400% (0.80%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)										
その他の費用・手数料	諸費用 (目論見書の作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.1%以内 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。											
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。											

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%*
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%*

*2013年1月1日以降は10.147%の税率となる予定です。

※上記は、2012年3月12日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am